

兵庫教育大学



学報

第239号
平成14年6月

題字 中洲正堯学長



外国人留学生歓迎パーティー（関連記事 9ページ掲載）

目次

学内規則等.....2	・平成14年度附属図書館利用説明会（第2回，第3回）の開催
・兵庫教育大学地域交流推進センター規則	・外国人留学生のための茶道の会を開催
・兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程の一部を改正する規程	・外国人留学生歓迎パーティーの開催
人事.....8	・全学レクリエーションバス旅行（潮干狩り）の実施
・人事異動	・外国人留学生とホストファミリーの対面式の開催
諸報.....8	主要日誌.....11
・運営評議会・教授会・学校教育研究科委員会	
・連合学校教育学研究科代議委員会	

- 学 内 規 則 等 -

兵庫教育大学地域交流推進センター規則

制定理由

兵庫教育大学地域交流推進センターの設置に伴い、規定を整備するものである。

規則第4号

兵庫教育大学地域交流推進センター規則を次のように定める。

平成14年5月8日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学地域交流推進センター規則

(目的)

第1条 兵庫教育大学地域交流推進センター(以下「地域交流推進センター」という。)は、全学の協力のもとに、兵庫教育大学(以下「本学」という。)と自治体をはじめとする地域等との交流事業(以下「地域交流事業」という。)に関して調査、企画及び支援を行うとともに、地域等との交流の推進を図り、地域社会における教育、学術、文化の進展に寄与し、もって本学の教育・研究の活性化を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 地域交流推進センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域交流事業に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 地域等における人材養成への支援に関すること。
- (3) 地域等における職業能力ニーズへの支援に関すること。
- (4) 地域等における生涯学習への支援に関すること。
- (5) 地域等の諸課題解決への支援に関すること。
- (6) 地域文化の創造への支援に関すること。
- (7) 地域交流事業に関する情報の提供に関すること。
- (8) 地域等との連携及び窓口機能に関すること。
- (9) 地域交流事業に関する学内の連絡・調整に関すること。
- (10) その他地域等との交流に関すること。

(組織)

第3条 地域交流推進センターに次の職員を置く。

- (1) 地域交流推進センター長
- (2) 兼任教官 2人
- (3) その他必要な職員

(地域交流推進センター長)

第4条 地域交流推進センター長は、本学の教授のうちから学長が命じる。

2 地域交流推進センター長は、地域交流推進センターの管理運営を統括する。

3 地域交流推進センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、センター長が欠員となったときの後任の地域交流推進センター長の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(兼任教官)

第5条 兼任教官は、本学の教員のうちから学長が命じる。

2 兼任教官は、地域交流推進センターの業務を遂行する。

3 兼任教官の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、兼任教官が欠員となったときの後任の兼任教官の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(運営委員会)

第6条 地域交流推進センターの業務及び運営に関する具体的方策を審議するため、地域交流推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域交流推進センター長
- (2) 兼任教官
- (3) 各部の推薦に基づき学長が指名した者
各部各1人
- (4) 学校教育研究センター運営委員会の委員
1人
- (5) 附属実技教育研究指導センター運営委員会の委員 1人
- (6) 附属発達心理臨床研究センター運営委員会の委員 1人
- (7) 附属学校運営協議会の委員 1人
- (8) 公開講座等委員会の委員 1人
- (9) 学生委員会の委員 1人
- (10) 総務部長及び教務部長
- (11) その他学長が指名した者

3 前項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、同項第11号に規定する委員の任期は、委員に指名された日から同項第3号に規定する委員の任期の終期までとする。

ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

4 前項の規定による委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は地域交流推進センター長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 地域交流推進センターに関する事務は、総務部庶務課が処理する。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、地域交流推進センターの運営に関し必要な事項は、地域交流推進センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年5月8日から施行する。
- 2 この規則施行後、第4条第1項の規定に基づき最初に命じられた地域交流推進センター長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、第5条第1項の規定に基づき最初に命じられた兼任教官の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。
- 4 この規則施行後、第6条第2項第3号及び第11号の規定に基づき最初に命じられた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程の一部を改正する規程

改正理由

組換えDNA実験に係る指針の改訂に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第13号

兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程の一

部を改正する規程を次のように定める。

平成14年5月29日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯
兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程(平成4年規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大学等における組換えDNA実験指針」(平成3年文部省告示第4号)を「組換えDNA実験指針」(平成14年文部科学省告示第5号)に改める。

第5条第1項第1号中「2名」を「2人」に改め、同項第2号中「1名」を「1人」に改め、同項第3号中「1名」を「1人」に改め、同項第6号中「若干名」を「若干人」に改める。

第6条第2項中「生物災害に関する知識及び技術に習熟した者」を「生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者」に改める。

第8条第2項中「知識及び技術」の後に「並びにこれらを含む関連の知識及び技術」を加え、同条第3項第1号中「遵守し」の後に「、安全主任者との緊密な連携の下に」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条第4項を削る。

(4) 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、委員会及び安全主任者に報告すること。

第9条第1項中「組換えDNA実験計画申請書等を」の後に「安全主任者を通じ、」を加え、同条第3項中「文部科学大臣の承認」を「文部科学大臣の確認」に改め、「あらかじめ」の後に「委員会の審査を経て」を加える。

第13条第5号中「関すること。」の後に「(大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)」を加える。

第14条を次のように改める。

第14条 学長は、実験従事者に対し、委員会の助言を得て、健康診断その他の健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、実験従事者が人に対する病原微生物を取り扱う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生

物質，ワクチン，血清等を準備するとともに，実験開始後6ヶ月を超えない期間ごとに1回特別定期健康診断を行わなければならない。

3 学長は，実験室内又は大量培養実験区域内における感染のおそれがある場合は，直ちに健康診断を行い，適切な措置を講じなければならない。

4 学長は，健康診断の結果を記録し，保存しなければならない。

5 学長は，実験従事者が次のいずれかに該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは，直ちに事実の調査をするとともに，必要な措置を講じなければならない。

(1) 組換え体を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。

(2) 組換え体により皮膚が汚染され，除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。

(3) 組換え体により，実験室，実験区域又は大量実験区域が著しく汚染された場合に，その場に居合わせたとき。

6 実験従事者は，絶えず自己の健康について注意することとし，健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は，その旨を安全主任者を通じて学長に報告しなければならない。また，この事実を知り得た者についても同様とする。

第15条第1項中「及び安全主任者」を削り，第2項中「又は安全主任者」を削り，「学長」の後に「，委員会及び安全主任者」を加え，同条第3項中「事後措置及び改善策等について」を「委員会及び安全主任者と連携して，その状況，経過等について調査を行い」に改め，同項の次に次の1項を加える。

4 学長は，実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた旨報告があった場合又は外部の環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は，直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

第16条中「別記第13号様式による組換えDNA実験終了（中止）報告書」を「別記第8号様式による組換えDNA実験結果報告書」に改める。

別表を次のように改める。

確認，承認及び届出の対象事項	提出書類	提出部数	提出期限
1. 文部科学大臣の確認又は学長の承認を要する実験 (1) 下記(2)以外の実験	・組換えDNA実験計画承認申請書(別記第3号様式) ・組換えDNA実験計画書(別記第5号様式の1)	各1部	実験開始の1月前(ただし，文部科学大臣の確認を要する実験については，実験開始の3月前)
(2) 非閉鎖系区画又は屋外特定区画等における実験	・組換えDNA実験計画承認申請書(別記第3号様式) ・組換えDNA実験計画書(別記第5号様式の2)		
2. 学長への届出を要する実験 非閉鎖系区画又は屋外特定区画等における実験以外の実験	・組換えDNA実験計画届出書(別記第4号様式) ・組換えDNA実験計画書(別記第5号様式の1)	各1部	実験開始の1月前

備考：1. 科学研究費補助金の交付の対象となる実験については，上記書類の他に科学研究費補助金研究計画調書(写)を添付するものとし，提出期限は科学研究費補助金研究計画調書の提出期限とする。

2. 実験計画の変更の手続きについても，上表と同様とする。

別記第3号様式中 「承認番号」 を削り，

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め，
「記入不要」を削る。

別記第4号様式中 「受理番号」 を削り，

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め，
「記入不要」を削る。

別記第5号様式(第9条関係)を削り、別記第4号様式(第9条関係)の次に次の様式を加える。

別記第5号様式の1(第9条関係)

組換えDNA実験計画書							
年 月 日							
申請の種類 (注1)	実験の区分 (注2)	物理的封じ込め (注2)	公的経費 (注3)				
新規	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 未同定DNA実験 同定済みDNA実験 大量培養実験	P1 LSC P2 LSI P3 L S 2 P4 その他	有 文科省 科研費 その他 () 無				
継続							
変更	・動物を用いる実験 作出 使用 接種 ・植物を用いる実験 作出 使用 接種						
課 題 名							
実験実施期間(注4) 年 月 から 年 月 まで							
実験 責任 者	所 属 ・ 職 名						
	氏 名						
	連 絡 先	TEL	FAX	E-mail			
実験 場 所	名 称						
実験 従 事 者	氏 名	所 属 ・ 職 名	宿主及びその取 扱い経験年数 (注5)	組換えDNA 実験経験年数 (注6)			
	組換えDNA実験 安全委員会が本実験 計画の実施を適当と 認める理由		委員長の所属・職名・氏名				
実験 課 題 名							
実験 の 目 的							
実験 の 概 要							
当該組換えDNA実験 を行う必要性(注7)							
本実験が大臣確認実験 機関承認実験若しくは 機関届出実験となる 事由(注8)							
供与体・ベクター・宿主の組み合わせ(注9)							
DNA供与体 (注10)	DNA の種類 (注11)	未同定DNA 実験に係る単 離予定のDNA (注12)	同定済みDNA 実験に係る 供与DNA (注13)	ベクター (注14)	宿 主 (注15)	封じ込め レベル (注16)	備 考
DNA供与体の特徴及び生 物学的リスク(注17)							
単離予定のDNA又は供与 DNA並びにその産物の特 徴及び性質(注18)							
ベクターの特徴、伝達生、 宿主依存症(注19)							
宿主の特徴、遺伝子交換範 囲とその機構(注20)							

宿主・ベクター系の特徴、 生物学的封じ込めの程度及 び不活化の方法(注21)	
組換え動植物作出時におけ る、DNA導入の段階及び その方法(注22)	
組換え体又は組換え体を接 種する動植物の特性及びリ スク(注23)	
大量培養実験に係る組換え 微生物、組換え動植物又は 組換え体を接種した動植物 の封じ込め措置(注24)	
組換え体の実験終了後の処置	

物 理 的 封 じ 込 め に 係 る 施 設 ・ 設 備	位置(注25)	
	構造(注26)	
	設備(注27)	

印欄は、記入不要。

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 注1. 該当項目にチェックを入れること。
- 注2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。
- 注3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
- 注4. 予定している実験実施期間(5年を限度とする)を記入すること。
- 注5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。
- 注6. 組換えDNA実験の経験の有無並びに経験年数を記入すること。
- 注7. 大量培養実験、組換え体を動植物に接種する実験、脊椎動物の蛋白性毒素産生遺伝子を扱う実験が含まれる場合は、当該実験を行う必要性について簡潔に記入すること。
- 注8. 組換えDNA実験指針(平成14年文部科学省告示第5号)第6章及び第7章のどの項目に該当するか記入すること。
- 注9. DNA供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。
- 注10. DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。
- 注11. 供与DNAについて、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。
- 注12. 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとするDNAの名称を記入すること。
- 注13. 同定済みDNA実験のときに該当。使用する供与DNAの名称(公表されたものであれば文献等)を記入すること。
- 注14. ベクターの名称を記入すること。
- 注15. 宿主の種名、系統名又は培養細胞の名称等を記入すること。組換え体を動植物に接種する場合には、接種に係る動植物を [] で囲むこと。
- 注16. 組み合わせ毎に物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。
- 注17. DNA供与体について、実験指針における物理的封じ込めレベル並びに必要に応じてその特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、蛋白性毒素を産生する場合はLD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。
- 注18. 単離・使用するDNA又はその産物等について簡潔な説明を記入すること。また、同定済みDNAの場合は塩基配列又は同定に至る資料を添付し、その資料番号を記入すること。
- 注19. ベクターの由来・薬剤耐性・特異形質等の特徴、伝達性、宿主依存性について記入し、必要に応じて実験結果・文献を添付すること。また、ウイルスベクターの場合は実験指針における物理的封じ込めレベルを記入すること。
- 注20. 微生物を宿主とする場合は、栄養要求性、薬剤耐性、至適生育条件等の特徴を、培養細胞をウイルスの宿主として使用する場合は、宿主内における宿主の核酸や共存するウイルス由来の核酸との遺伝情報の交換の可能性について記入すること。また、宿主に病原性、発がん性及び毒素産生性がある場合は、その説明についても記入すること。
- 注21. 認定宿主・ベクター系以外の微生物を宿主とする宿主・ベクター系を用いる場合には、宿主の生存能力、伝播性、不活化の方法と予測される不活化の効率を記入すること。また、ウイルスを使用する場合には、そのウイルスの伝播性に対する生物学的封じ込めの程度を記入すること。
- 注22. 組換え動植物を作出する場合に記入すること。卵、胚、種子、生体など核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。
- 注23. 組換え又は組換え体の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。感染性、病原性、寄生性、腐生性又は毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。
- 注24. 大量培養実験、動植物を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培時における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活化等、封じ込め方法について記入すること。

注25. 実験室又は実験区域の位置, 実験設備・装置等の配置を図示すること。
 注26. P 3以上の施設の場合に記入すること。また, 実験設備の構造について図示すること。
 注27. P 2以上の施設の場合に記入すること。また, 設備並びに装置の名称を記入すること。

別記第5号様式の2(第9条関係)

組換えDNA実験計画書				
非閉鎖系区画又は屋外特定区画等における実験				
年 月 日				
申請の種類 (注1)	実験の区分 (注2)	物理的封じ込め (注2)	公的経費 (注3)	
新規	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 未同定DNA実験 同定済みDNA実験 大量培養実験	非閉鎖系区画 屋外特定区画 その他屋外の区画	有 文科省 科研費 その他	
継続			()	
変更	・動物を用いる実験 作出 使用 接種 ・植物を用いる実験 作出 使用 接種		無	
課 題 名				
実験実施期間(注4) 年 月 から 年 月 まで				
実験 責任 者	所 属 ・ 職 名			
	氏 名			
	連 絡 先	T E L	F A X E-mail	
実験 場 所	名 称			
実験 従 事 者	氏 名	所 属 ・ 職 名	宿主及びその取扱い経験年数(注5)	組換えDNA実験経験年数(注6)
	組換えDNA実験安全委員会が本実験計画の実施を適当と認める理由		委員長の所属・職名・氏名	
実 験 課 題 名				
実 験 の 目 的				
実 験 の 概 要				
(A) 組換え体に関する事項				
組換え体の種類及びその作出方法(注7)				
宿 主 及 び 宿 主 の 属 する 生 物 種	分類学上の位置(注8)			
	自然界における分布(注9)			
	生殖・繁殖様式及び遺伝的特性(注10)			
	当該生物の属する生物種における有毒物質産生の有無(注11)			
	その他の特性(植物の場合は雑草性の有無を含む)(注12)			
供与DNAの由来, 種類, 機能, 大きさ, 純化の程度及びその構成(注13)				
ベクターの由来, 構成及び特性(注14)				
組換えDNA分子の構成図(注15)				

元 供 与 D N A の 宿 主 と 組 換 え 体 の 相 違		これまでの実験経過 (注16)	
こ れ ま で の 実 験 で 得 ら れ た 知 見		発現形質	
		発現の安定性(注17)	
		供与DNAの存在状態(注18)	
		有毒物質産生の有無	
		生殖, 繁殖様式及び遺伝的特性	
		その他の特性	
その他得られた知見			

(B) 組換え体を接種する動植物に関する事項

組換え体の接種の方法	
当 該 組 換 え 体 を 種 接 す る 動 植 物 種 及 び	分類学上の位置(注8)
	自然界における分布(注9)
	生殖・繁殖様式及び遺伝的特性(注10)
	当該生物の属する生物種における有毒物質産生の有無(注11) その他の特性(植物の場合は雑草性の有無を含む)(注12)
組換え体の接種が動植物に与える影響(注19)	

(C) 実験の実施方法に関する事項

栽培・飼育等の規模(注20)	
栽培・飼育等の方法(注21)	
施 設 等	位置及び周辺との隔離状況(注22)
	規模, 構造及び設備(注23)
	周辺の環境における生物種(注24)
	周辺の環境の気象条件及びその影響(注25)
組換え体等の区域外への漏出・飛散・逃亡防止のための措置(注26)	
組換え体遺伝子の区域外への伝播防止のための措置(注27)	
実験終了後の組換え体, 廃棄物等の処置方法及びその有効性(注28)	
実験区域への従事者以外の立ち入り防止の措置(注29)	
印欄は, 記入不要。	

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

課題名等の他、組換え体を用いる実験は（A）及び（C）について、組換え体を動植物に接種する実験は（A）から（C）について必要事項を記入すること。

- 注1. 該当項目にチェックを入れること。
- 注2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。
- 注3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
- 注4. 予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。
- 注5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。
なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。
- 注6. 組換えDNA実験の経験の有無並びに経験年数を記入すること。
- 注7. 使用する組換え体の種名及び作出方法（パーティクルガンにより細胞にDNAを導入した後に植物体を再生等）を具体的に記入すること。
- 注8. 和名及び学名を記入すること。
- 注9. わが国における分布状況及び必要に応じて原産国等における分布状況を記入すること。
- 注10. 植物の場合は以下 - について、その他の場合は自然界における生活サイクルについて記入すること。（種子繁殖、栄養繁殖の別 一年生、多年生の別 種子又は栄養体の拡散様式 自家受粉、他家受粉の別 花粉の拡散様式 交雑様式）
- 注11. 有無及びある場合は、その名称及び有害さの程度を記入すること。
- 注12. 生育可能温度等の生育条件を記入すること。
- 注13. DNA供与体の属・種・必要に応じて系統名、ゲノム・相補などのDNAの種類、構造遺伝子・発現調節遺伝子等の機能、使用するDNAの機能部分の大きさ、クローン化等による純化の有無及びその程度、各機能部分の構成図等について記載すること。
- 注14. 薬剤耐性等ベクター内の遺伝子機能、その由来及び構成について記述すること。
- 注15. 供与DNA及びベクターの構成を遺伝子部位等を含め図示すること。
- 注16. 組換え動物植物の作成実験、植物栽培施設における栽培実験又は動物飼育施設における繁殖等これまでに実施してきた実験について、委員会における承認年月日、実験の時期、方法、組換え動物植物の継代数等を含めて具体的に記載すること。
- 注17. 発現を検討した個体の数、世代数、分析方法について記載すること。
- 注18. 供与DNAの存在の状態を、検討した個体の数、世代数、分析方法を含め記載すること。
- 注19. 組換え体を接種した動物植物についてその予想される影響を記載すること。
- 注20. 栽培する組換え植物又は組換え体接種する植物の個体数と栽培面積、飼育する組換え動物又は組換え体接種する動物の個体数と飼育面積等を記載すること。
また、当該施設において異種の生物が栽培・飼育されている場合等はその生物種及び栽培層・飼育層等を記載すること。
- 注21. 組換え植物又は組換え体接種する植物の栽培方法と容器の使用の有無、組換え動物又は組換え体接種する動物の飼育方法と容器使用の有無等について記載すること。
- 注22. 使用する施設・実験区域等の位置が分かるように、周辺の建物・河川等をあわせ図示すること。
- 注23. 使用する施設・実験区域等の規模、構造及び設備、委員会による認可年月日について記載すること。
- 注24. 使用する施設・実験区域等の周辺に、組換え生物又は組換え体接種する生物と交配可能な生物が生息する場合に記載すること。
- 注25. 最高気温、最低気温、平均気温、降水量その他の気象条件及び、組換え生物又は組換え体接種する動物植物の生育や生存に対する影響について記載すること。
- 注26. 消毒、除菌、袋かけ、栽培容器の使用、飼育容器の使用、実験衣の着用等、組換え生物又は組換え体接種する生物が実験施設・区域外に流出しないために講ずる措置を具体的に記載すること。
- 注27. 大量培養実験、動物植物を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培等における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物の不活化等、封じ込め方法について記載すること。
- 注28. 実験終了後の組換え生物又は組換え体接種した生物のみならず、培養・栽培・飼育中に接触した器具類や廃棄物の具体的処理方法を、確認又は推定される有効性及びあわせ記載すること。
- 注29. 「組換えDNA実験中」の表示、金網、くい、ネズミ返し等、講ずる措置を具体的に記載すること。

別記第8号様式（第9条関係）から別記第13号様式（第16条関係）までを削り、別記第7号様式（第9条関係）の次に次の様式を加える。

別記第8号様式（第16条関係）

組換えDNA実験結果報告書							
				年 月 日			
兵庫教育大学長 殿							
所属 職名 氏名 連絡先 (TEL)							
兵庫教育大学組換えDNA実験安全管理規程第16条に基づき、下記のとおり報告します。							
記							
実験の区分 (注1)		物理的封じ込め (注1)		公的経費 (注2)			
・微生物・培養細胞を宿主とする実験 未同定DNA実験 同定済みDNA実験 大量培養実験		P1 L S C P2 L S I P3 L S 2 P4 その他		有 文科省 科研費 その他 () 無			
・動物を用いる実験 作出 使用 接種		非閉鎖系区画 屋外隔離区画 その他屋外の区画					
・植物を用いる実験 作出 使用 接種							
課 題 名							
実験実施期間 (注3)		年 月 から 年 月 まで					
実験場所 名 称							
氏 名		所属・職名	宿主及びその取扱い 経験年数 (注4)	組換えDNA実験 経験年数 (注5)			
実験従事者							
課 題 名							
実 験 の 目 的							
実 験 の 概 要							
供与体・ベクター・宿主の組み合わせ (注6)							
DNA供与体 (注7)	DNAの種類 (注8)	未同定DNA 実験に係る単 離予定のDNA (注9)	同定済みDNA 実験に係る 供与DNA (注10)	ベクター (注11)	宿主 (注12)	封じ込め レベル (注13)	備 考
組換え体の保存の有無及びその保存方法・処分方法							
確認通知に記入された事項 (注14)							
実験の結果 (注14)							
その他本実験の安全性評価に関する見解等 (注15)							

報告書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 注1. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。
 注2. 公的経費の有無について該当項目にチェック入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
 注3. 実験実施期間を記入すること。
 注4. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無ならびに経験年数を記入すること。
 なお、宿主が微生物、動物、植物にまたがる実験計画の場合は、それぞれについて記入すること。
 注5. 組換えDNA実験経験の有無ならびに経験年数を記入すること。
 注6. DNA供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ相互の関連を明らかにすること。
 注7. DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。
 注8. ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。
 注9. 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとしたDNAの名称を記入すること。

- 注10. 同定済みDNA実験のときに該当。使用したDNAの名称を記入すること。
 注11. ベクターの名称を記入すること。
 注12. 宿主の種名又は系統名を記入すること。
 注13. 組み合わせ毎に物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。
 注14. 確認通知において報告事項とされた事項及びその結果を記入すること。
 注15. 当初の予測と異なる事象の有無、実験従事者の組換えDNA実験に由来すると考えられる健康被害の有無など、実験の安全性を評価するに当たって必要な事項を記入すること。

附 則

この規程は、平成14年5月29日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

- 人 事 -

人事異動

(役職者等)

年 月 日	発令事項	新 官 職 等	氏 名	旧 官 職 等
14. 6. 1	命	地域交流推進センター長 (16.3.31まで)	松 浦 正 史	

(事務局)

年 月 日	発令事項	新 官 職 等	氏 名	旧 官 職 等
14. 6. 1	転 出	大阪大学経理部 豊中調達センター室専門職員	佐 藤 雅 展	教務部学生課専門職員(厚生担当)
"	昇 任	教務部学生課専門職員(厚生担当)	谷 林 径 明	教務部教務課教務企画係主任

- 諸 報 -

運営評議会

第3回 平成14年5月8日(水)

(議題)

- 1 地域貢献特別支援事業費について
- 2 名誉教授の選考について
- 3 教員の選考開始について
- 4 受託研究の受入れについて
- 5 奨学寄附金の受入れについて
- 6 平成14年度教育研究基盤校費等に係る大学・附属学校・連合学校教育学研究科への配分額について
- 7 平成15年度概算要求事項について
- 8 聾学校教諭専修・1種免許状の課程認定申請について

教授会

第3回 平成14年5月8日(水)

(議題)

- 1 教員選考委員会の設置について
- 2 学部学生の休学について
- 3 平成14年度学校教育学部入学生の既修得単位の認定について

学校教育研究科委員会

第3回 平成14年5月8日(水)

(議題)

- 1 大学院学校教育研究科担当判定委員会の設置について
- 2 平成14年度大学院学校教育研究科授業科目担当教官の変更等について
- 3 大学院学校教育研究科入学者の既修得単位の認定について
- 4 大学院学生の休学について

連合学校教育学研究科代議委員会

第1回 平成14年5月1日(水)

(議題)

- 1 研究科教官資格審査について
連合講座の判定基準について
研究科教官資格審査日程について
- 2 論文提出による博士の学位申請資格審査員について
- 3 平成14年度総合共通科目(夏期)実施計画について
- 4 博士候補認定試験・試験委員について
- 5 平成14年度日本育英会奨学生の推薦について
- 6 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科入学選抜実施要項の一部改正について
- 7 博士課程自己点検評価専門委員会及びCOE専門委員会の設置について

平成14年度附属図書館利用説明会(第2回,第3回)の開催

5月7日(火)~10日(金)の4日間,第2回附属図書館利用説明会「所蔵検索OPAC初歩編」を開催し,館内資料を調べるために必要なOPACの使い方を,ビデオプロジェクターを用いて説明した。4日間で新入生62人の参加者があった。

また,5月27日(月)~31日(金)の5日間,第3回利用説明会として,文献の探索・入手方法について説明した。「文献探索法概論」「他機関資料の探し方」「雑誌論文の探し方と『雑誌記事索引』の利用方法」「ERIC・PsycINFOの利用方法」「電子ジャーナルの利用方法」と毎回異なった内容で,参加者はのべ148人であった。

外国人留学生のための茶道の会を開催

本学国際交流会館では,外国人留学生を対象に,日本伝統文化の理解を深めることを目的として,「生け花の会」及び「茶道の会」を毎月交互に開催しており,5月17日(金)に第1回の「茶道の会」を開催した。

当日は,前もって申し込んでいた留学生が午後2時から午後4時まで,裏千家師範の依藤宗津先生(社町在住)から茶道の説明を受けながら,お点前に見入っていた。

参加した留学生は足もしびれ,苦い抹茶が飲めずミルクと砂糖を入れて「抹茶オレ」で楽しむ者もいたが,次回も参加したい声があり,関心の高さがうかがえ,卒業(修了)するまでに免許が皆伝されるのではないかと期待される。



外国人留学生歓迎パーティーの開催

本年4月及び昨年10月以降に入学した留学生16人を歓迎する外国人留学生歓迎パーティーが5月22日(水)大学会館食堂において開催された。当日は,学長,副学長をはじめ,社町から町長の他やしる国際交流推進協議会とやしる国際交流協会の委員やホストファミリー等学内外から120人余の関係者が出席した。

学長,社町長の挨拶の後,濱名副学長の乾杯の音頭で始まり,留学生は一人ずつ大学での抱負や社町での生活の感想を述べ,留学生を困らでの歓談,交流が進行するなかで中国の留学生が歌を披露,また,日本人学生が琴の演奏やよさこい踊りを披露するなど和やかな雰囲気の中で,留学生と関係者は親睦を深め,盛況のうちに幕を閉じた。

全学レクリエーションバス旅行（潮干狩り）の実施
全学レクリエーション行事の一環として、5月25日（土）にバス旅行（潮干狩り）が実施され、本学教職員及びその家族72人が参加した。

当日は天気にも恵まれ瀬戸内海国立公園赤穂御崎を臨む赤穂唐船サンビーチで自然を満喫しながら、潮干狩りを楽しんだ。



外国人留学生とホストファミリーの対面式の開催
本学では、やしろ国際交流協会の協力を得て、毎年ホストファミリー事業を実施しており、本年は5月30日（木）に兵庫県立嬉野台生涯教育センターにおいて対面式が開催された。当日は、やしろ国際交流サロンの第1回目と重なったこともあり、やしろ国際交流協会会長をはじめホストファミリー、社町住民等関係者を含め学内外から約70人の関係者が出席して行われた。

このホストファミリー事業は平成4年度から実施されており、今回のホストの中には、事業開始時から約20人の留学生を受け入れていただいた方や今年度初めて参加された方など、これまでに延べ189人の留学生に145世帯からの協力を得ている。

23人の留学生は「日本の親」との対面ですぐに雰囲気にもなじみ、予定時間を超えて親睦を深めた。



公開講座「ガムランはともだち」

- 主要日誌 -

月 日	事 項
5月1日(水)	連合学校教育学研究科代議委員会(第1回)
5月2日(木)	国立大学法人化準備委員会
5月7日(火)	図書館利用説明会(第2回)(10日まで)
5月8日(水)	運営評議会(第3回) 教授会(第2回) 学校教育研究科委員会(第2回) 教職講座, 一般教養・教科専門セミナー
5月9日(木)	一般教養・教科専門セミナー
5月10日(金)	学部入学試験委員会(第1回)
5月11日(土)	第2回教員採用試験対策模擬試験 公開講座「ガムランはともだち」 大学連携ひょうご講座「学校教育改革の方向と課題(2)」
5月13日(月)	三附属合同研修会
5月14日(火)	大学院入学試験委員会(第1回) 公開講座等委員会(第1回) 学生寄宿舍棟長会
5月15日(水)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第1回) 教職講座, 一般教養・教科専門セミナー
5月16日(木)	国立大学法人化準備委員会「理念・目標計画部会」, 「教育内容部会」合同部会 国立大学法人化準備委員会「財務会計制度部会」(第1回) 広報誌編集委員会(第1回) 一般教養・教科専門セミナー
5月17日(金)	外国人留学生のための茶道の会 名古屋市教員採用試験説明会
5月18日(土)	公開講座「ガムランはともだち」 大学連携ひょうご講座「学校教育改革の方向と課題(2)」
5月20日(月)	外国人研究生選考委員会
5月22日(水)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第2回) 大学院教務委員会(第2回) 学部教務委員会(第2回) 学校教育研究センター運営委員会(第2回) 外国人留学生歓迎パーティー 兵庫県教員採用試験説明会, 教職講座, 一般教養・教科専門セミナー
5月23日(木)	国立大学法人化準備委員会「財務会計制度部会」(第2回) 一般教養・教科専門セミナー

5月24日(金)	国立大学法人化準備委員会「理念・目標計画部会」(第2回) 学部入学試験委員会(第2回)
5月25日(土)	全学レクリエーションバス旅行(潮干狩り) 公開講座「ガムランはともだち」 大学連携ひょうご講座「学校教育改革の方向と課題(2)」
5月27日(月)	図書館利用説明会(第3回)(31日まで) 神戸市教員採用試験説明会
5月28日(火)	臨時学生寄宿舍棟長会
5月29日(水)	国立大学法人化準備委員会「教育内容部会」(第2回) 組換えDNA実験安全委員会(第1回) 附属学校運営協議会(第1回) 教職講座, 一般教養・教科専門セミナー
5月30日(木)	国立大学法人化準備委員会「財務会計制度部会」(第3回) 一般教養・教科専門セミナー 附属図書館運営委員会
5月31日(金)	国立大学法人化準備委員会「理念・目標計画部会」(第3回) 学生委員会(第2回)

コピー用紙の無駄をなくそう

～印刷前にもう一度原稿の確認を～

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101